2020年(令和2年)10月8日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度 運営審議会会長 畠山 鬨之

法人等の市民税並びに軽自動車税,市たばこ税,入湯税 及び事業所税に係る諸届の受付に関することに係る個人 情報を目的外に提供することについて(答申)

2020年(令和2年)9月17日付けで諮問(第1037号)された法人等の市 民税並びに軽自動車税,市たばこ税,入湯税及び事業所税に係る諸届の受付に関する ことに係る個人情報を目的外に提供することについて,次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第12条第2項第4号の規定による個人情報を目的外に提供する必要性があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過について

横浜税関から、関税法第105条の3及び国税通則法第74条の12の規 定に基づき、関税及び消費税に関する調査のため、税制課で保有する原動機 付自転車の登録状況に関する照会があった。

関税法第105条の3及び国税通則法第74条の12の規定は、個人情報を目的外に提供することが実施機関の裁量に委ねられる場合に該当するため、条例第12条の規定に基づき、個人情報を目的外に提供することについて、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

- (2) 個人情報を目的外に提供することについて
 - ア 目的外に提供する個人情報
 - (ア) 標識番号
 - (4) 車台番号
 - (ウ) 住所
 - (エ) 氏名
 - (オ) 登録年月日
 - (カ) 廃車年月日

- (キ) 廃車事由
- イ 目的外に提供する相手方 横浜税関
- ウ 目的外提供の根拠規定 関税法第105条の3及び国税通則法第74条の12
- エ 目的外提供に対する実施機関の考え
 - (ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、関税法第105条の3及び国税通則法第74条の12の規定に基づくものであり、関税法第105条の3は、税関職員は、この法律又は関税定率法その他関税に関する法律の規定により職務を執行するため必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該職務に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる、としており、また、国税通則法第74条の12第1項は、国税庁等又は税関の当該職員(税関の当該職員にあっては、消費税等又は国際観光旅客税に関する調査を行う場合に限る。)は、国税に関する調査について必要があるときは、事業者(特別の法律により設立された法人を含む。)又は官公署に、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる、としており、照会による報告の請求権を認めたものではあるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。しかし、本件照会は、正当な請求権を有した横浜税関によるものであ

しかし、本件照会は、止当な請求権を有した横浜柷関によるものであり、受け取った情報について、守秘義務が課せられている。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について、横浜税関に確認したところ、海外で使用されていた車両を輸入した場合、輸入の許可の日から2年間、個人で使用する場合は関税及び消費税が免除になるが、譲渡等により使用していない場合は免除した関税及び消費税を徴収する必要があるため、登録状況を確認したい、とのことである。

本件の目的外に提供する個人情報は、原動機付自転車の課税に係る個人情報であり、ほかから収集する代替手段が存在しない。また、本件照会は、正当な権限を有するものによって行われるものであることから、照会そのものの正当性及び妥当性が認められる。

なお,個人情報を提供する際には,条例施行規則第11条に定める, 提供を受けるものが執る措置を講じるよう伝えるものとする。

また,個人情報を目的外に提供する場合,当該個人情報の帰属者に対して,あらかじめその旨を通知すべき義務があるため,本人通知を行うこととする。

- (3) 実施時期(予定)
 - 2020年(令和2年)10月
- (4) 添付書類
 - ア 登録事項等証明書の交付依頼について
 - イ 回答書(案)

ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」のとおりの判断を するものである。

実施機関では,個人情報を目的外に提供する必要性について,次のように述べている。

本件照会は、正当な請求権を有した横浜税関によるものであり、今回の照会の 具体的な必要性について、横浜税関に確認したところ、海外で使用されていた車 両を輸入した場合、輸入の許可の日から2年間、個人で使用する場合は関税及び 消費税が免除になるが、譲渡等により使用していない場合は免除した関税及び消 費税を徴収する必要があるため、登録状況を確認したい、とのことである。

本件の目的外に提供する個人情報は,原動機付自転車の課税に係る個人情報であり,ほかから収集する代替手段が存在しない。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供する必要性があると認められる。

以 上